

1995年（平成7年）に発生した阪神・淡路大震災では、多くの方が犠牲となり、亡くなられた方の大半は建物などの倒壊による圧迫死・窒息死によるものとされています。

特に、昭和56年以前の建築基準法の旧耐震基準により建築された住宅の約64%が大きな被害を受けており、昭和56年以前の住宅等の耐震化を推進することが急務となっています。



じゃがいもずきん「ききぼう」くん

北海道太平洋沖の千島海溝付近で、東日本大震災のようなマグニチュード9クラスの超巨大地震、根室沖でマグニチュード7.8～8.5程度の巨大地震の発生が切迫している可能性が高いと発表されています。

もしものときに備えて、建物の現状を把握し耐震対策をすることが重要です。

中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付制度

中標津町では、地震などによる住宅の倒壊を防止し、その安全性の向上を図るために、「耐震診断」や「耐震改修」などを行う住宅の所有者に対して、その事業に要する費用の一部を補助する制度を設けています。

■補助の対象となる事業

*耐震診断

現地調査や構造計算によって、建物に耐震性があるかを建築士に判定してもらう。

*補強設計

耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と判定された場合に補強方法を設計してもらう。

*耐震改修

策定された補強計画に基づき、耐震改修（補強）工事を行う。

■補助の主な要件

次のいずれにも該当する中標津町内にある既存住宅が対象となります。

- *中標津町内に住所を有し、町税等を完納している申請者自らが居住している既存住宅
- *昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- *耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」また

は「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅

■補助限度額（1戸あたり）

対象事業	補助対象経費	補助金交付額（最大）
耐震診断	耐震診断に要する経費	8万9千円
補強設計	補強設計に要する経費	10万円
耐震改修	耐震改修工事に要する経費（工事実施に伴う付帯工事を含む）	70万円

■申請方法

必要な書類や図面を添えて、所定の申請書に必要な事項を記入の上、提出してください。

※補助金を受けるには、着手する前に申請が必要です。まずは総務課防災係（役場2階窓口①番）へご相談ください。

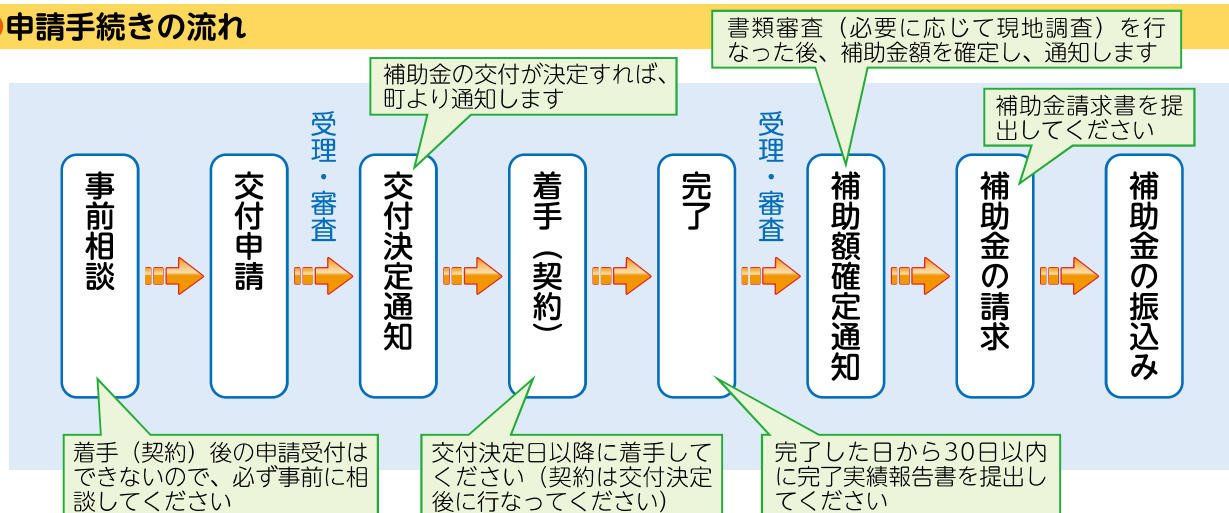
■申請期間

各年度の9月30日まで
（令和3年度の申請受付は終了しています）

■その他

- *期間内であっても予算枠に達した場合は申請受付を終了します。
- *申請から補助金交付までを同じ年度内に行なっていただきます。

●申請手続きの流れ



詳しくは、総務課 防災係まで。